

別表第2-1 設計住宅性能評価

	(い) 床面積の合計	(ろ) 申請手数料 (単位: 円(税込))
戸建住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	44,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	55,000
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 未満	77,000 + M × 35,000
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	99,000 + M × 35,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	133,000 + M × 35,000
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	381,000 + M × 35,000
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	595,000 + M × 35,000
	50,000 m <sup>2</sup> 以上	1,235,000 + M × 35,000

※ M: 評価対象戸数とする。

※ 【性能評価事項による加算】

- ・性能表示事項の内、選択項目を評価事項として申請する場合は、1項目につき2,000円を上記の申請手数料に加算する。

( [9 高齢者等への配慮に関すること] については、5,000円を加算する。 )

別表第2-2 建設住宅性能評価

	(い) 床面積の合計	(ろ) 申請手数料 (単位: 円(税込))
戸 建 住 宅	100 m <sup>2</sup> 未満	71,000
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	94,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	126,000
	500 m <sup>2</sup> 以上	$P \times 70,000 + 126,000$
共 同 住 宅 等	500 m <sup>2</sup> 未満	$N \times 74,000 + M \times 25,000$
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	$N \times 106,000 + M \times 25,000$
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	$N \times 132,000 + M \times 25,000$
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	$N \times 264,000 + M \times 25,000$
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	$N \times 440,000 + M \times 25,000$
	50,000 m <sup>2</sup> 以上	$N \times 874,000 + M \times 25,000$
<p>建設住宅性能評価は、本表(ろ)に掲げる申請手数料に下記負担金等を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">紛争処理負担金      1戸あたり    4,000円</p> <p style="text-align: center;">損害賠償保険料      1戸あたり    2,000円</p>		

※ P: 延床面積から500 m<sup>2</sup>減じた数値を200 m<sup>2</sup>で除した数値とする。

※ M: 評価対象戸数とする。

※ N: 検査を行う回数とする。

別表第2-3 財団以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価

	(い) 床面積の合計	(ろ) 加算する額 (単位: 円(税込))
戸 建 住 宅	100 m <sup>2</sup> 未満	10,000
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	13,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	20,000
	500 m <sup>2</sup> 以上	$P \times 10,000 + 20,000$
共 同 住 宅 等	500 m <sup>2</sup> 未満	$30,000 + M \times 11,000$
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	$37,000 + M \times 11,000$
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	$51,000 + M \times 11,000$
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	$143,000 + M \times 11,000$
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	$231,000 + M \times 11,000$
	50,000 m <sup>2</sup> 以上	$473,000 + M \times 11,000$

※ P : 延床面積から 500 m<sup>2</sup>減じた数値を 200 m<sup>2</sup>で除した数値とする。

※ M : 評価対象戸数とする。

別表第2-4 遠隔地として建設住宅性能評価の申請手数料に出張旅費を加算する地域

遠隔地として出張旅費を加算する地域	隠岐郡
-------------------	-----

別表第2-5 申請手数料の返還にかかる当該申請手数料に乗ずる率

	(い) 申請の取下げを行った時期	(ろ) 乗ずる率
戸 建 住 宅	建設住宅性能評価の申請書を財団が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.95
	第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.70
	第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.45
	第3回の現場審査を実施した日から第4回の現場審査の前日まで	0.20
	第4回現場審査以降	0 (返還しない)
共 同 住 宅 等	建設住宅性能評価の申請書を財団が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.90
	第1回目の現場審査を実施した日から竣工時（最終回）の現場審査を実施する日の前日まで	$1 - (J \div N \times 0.95) + 0.05$ ※ Jは申請の取下げの日までに既 に実施した現場検査の回数とし 、Nは検査回数とする。

別表 2-6 化学物質濃度測定

(1) 住戸1戸のうち居室1室について測定を行なう場合

区分	測定を行う化学物質	加算する額 (単位:円(税込))
戸建 住宅	ホルムアルデヒドのみ	50,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン エチルベンゼン、スチレンを同時に測定	61,000
共同 住宅 等	ホルムアルデヒドのみ	$M \times 25,000 + 25,000$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン エチルベンゼン、スチレンを同時に測定	$M \times 40,000 + 20,000$

※ M:評価対象戸数とする。

(2) 住戸1戸のうち複数室において測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	加算する額 (単位:円(税込))
戸建 住宅	ホルムアルデヒドのみ	$N \times 14,000 + 36,000$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン エチルベンゼン、スチレンを同時に測定	$N \times 29,000 + 31,000$

※ M:評価対象戸数とする。

別表第2-7 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認

	(い) 床面積の合計	(ろ) 申請手数料 (単位: 円(税込))
戸建住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	55,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	77,000
共同住宅等	500 m <sup>2</sup> 未満	77,000 + M × 40,000
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	99,000 + M × 40,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	133,000 + M × 40,000
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	381,000 + M × 40,000
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	595,000 + M × 40,000
	50,000 m <sup>2</sup> 以上	1,235,000 + M × 40,000

※ M: 評価対象戸数とする。

※ 【性能評価事項による加算】

- ・性能表示事項の内、選択項目を評価事項として申請する場合は、1項目につき2,000円を上記の申請手数料に加算する。

( [9 高齢者等への配慮に関すること] については、5,000円を加算する。 )